

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金(7万円/1世帯)のご案内

価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり7万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和5年11月以降、予期せず収入が減少した世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

大和市が申請書類を受理した日から概ね3~4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(次の①または②のいずれかにあてはまる世帯)

①世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

②令和5年11月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」となった世帯
(家計急変世帯)

大和市から「お知らせ」が届きます

令和5年12月1日時点で大和市に住民登録
があって、世帯全員の
「令和5年度住民税均等割が非課税」
の世帯へ、お知らせを送付します。

! 世帯の中に、令和5年1月2日
以降に大和市に転入した方が
いる場合等は、**ご自身で申請**
が必要です。

詳しくは裏面へ

申請が必要です



申請期限: 令和6年3月29日(金)
(消印有効)

・申請時点で大和市に住民登録がある方が
対象です。

【申請書配布先】市役所1階、保健福祉センターなど

詳しくは裏面へ

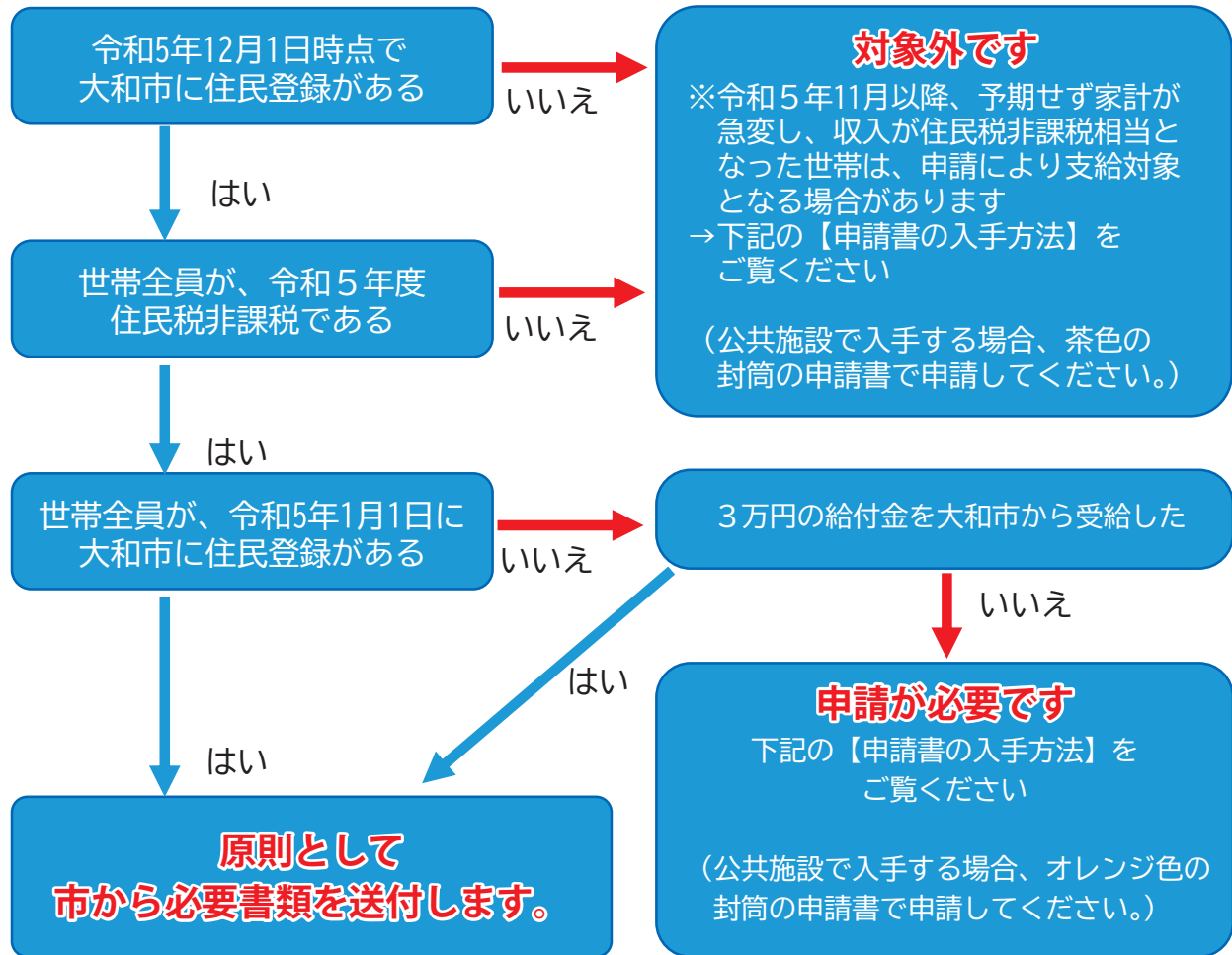


いずれの場合も、住民税が課税されている方の被扶養親族のみで
構成されている世帯は支給の対象となりません。(例:親元を離れて暮らしている学生、
別住所で単身赴任している方の家族など)

他の自治体の給付金(本給付金と同等の目的で支給されるもの)と重複して受給はできません。

給付金の手続きについて

下記の図に沿って、手続きをご確認ください



【各種申請書の入手方法】

- ①公共施設(市役所1階市民課、保健福祉センター・別館、各分室・連絡所、社会福祉協議会)
- ②市のホームページからダウンロード
- ③コールセンターへ請求

※次の項目に当てはまる方はコールセンターまでお問い合わせください

- ・結婚や離婚、世帯分離や世帯合併などにより住民票が変わった
- ・親族等からの暴力などを理由に大和市に避難していて、大和市に住民票がない
- ・非課税のはずだが申請書類が市から届かない

お問い合わせ ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください

大和市 価格高騰重点支援給付金コールセンター

046-259-6255

受付時間 月～金8:30～17:00(祝日除く)